# 北海道の給与・定員管理等について

# 1 総括

## (1)人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人件費率	(参考)
	(平成19年度末)	A		В	B/A	平成18年度の人件費率
平成	人	千円	千円	千円	%	%
19年度	5,571,770	2,548,509,116	423,927	686,038,817	26.9	27.0

## (2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数	給		与 費		一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
平成	人	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	77,838	308,431,192	71,487,531	131,174,072	511,092,795	6,566

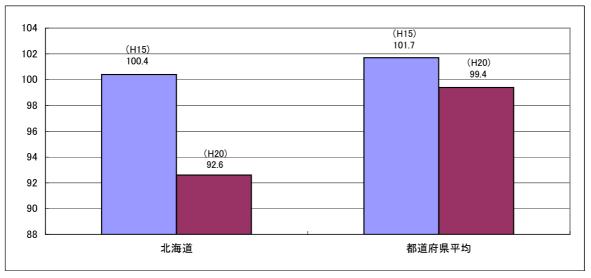
(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 7,563

- (注)1 給与費には共済費及び退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である
  - 3 平成19年度については、次のとおり給与の減額措置を実施している。
    - ・給料月額の10%を減額
    - ・管理職手当の20%を減額
    - ・期末・勤勉手当は、手当基礎額から役職段階別加算額を除いて算出するとともに管理職加算額を受ける者は支給額を5%減額

#### (3) 特記事項

平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間、給与条例附則により給料月額の9%~7.5%、管理職手当の20%を減額している。

## (4)ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

#### (5)給与改定の状況

①月例給

			人事委員会の勧告			
区	分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改定率
		A	В	А-В	(改定率)	
平成 20年度 397,322			377,110円	20,212円		
			377,110	(5.36%)		
		397,322	減額前	△9,395円	0%	0%
			406,717円	(△2.31%)		



- (注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。
  - 2 「減額前」の公務員給与は、給与条例附則による減額措置がないものとした場合のものである。

#### ②特別給

区	分	民間の支給	公務員の	較差	勧告	年間支給月数
		割合 A	支給月数 B	А-В	(改定月数)	
平成 20	0年度	4. 24月	4. 45月	0. 21月	_	4. 45月

(参考)				
玉	の	年	間	
支	給	月	数	
				月
	4.	50		

- (注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及 び勤勉手当の年間支給月数である。
  - 2 「公務員の支給月数」は制度上の支給月数であり、給与の減額措置による減額後の支給額を支給月数に換算すると平均4.30月相当となっている。

# 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

## (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北海道	43.9 歳	328,169 円	397,316 円	376,548 円
玉	41.1 歳	325,113 円		387,506 円
都道府県平均	43.7 歳	348,999 円	431,898 円	391,069 円

#### ②技能労務職

				公 務	員		民	間		参考
区分		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
	北 海 道	47.9	1,304	320,363	359,880	354,211	_	_	_	_
	うち守衛	52.3	9	338,817	404,547	386,186	守衛	59.4	187,300	2.2
	うち用務員	50.1	417	325,539	362,795			53.9	225,900	1.6
	うち自動車運転手	49.0	375	331,990	377,997	374,198	自家用乗用自動車 運転手	50.6	257,200	1.5
	うち電話交換手	45.2	65	307,570	354,855	331,005	_	_	_	_
	うちその他技能労務員	45.3	438	307,000	341,428	333,478	_	_	_	_
	玉	48.9	4,784	284,679	_	320,623				
1	都道府県平均	48.4	520	335,603	390,255	368,137				

	参考				
区分	年収べ	ース(試算値)の比	<b>Ú</b> 較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D		
北 海 道	5,924,947 円	ı	_		
うち守衛	6,583,972 円	2,580,000 円	2.6		
うち用務員	5,996,717 円	3,227,400 円	1.9		
うち自動車運転手	6,220,767 円	3,405,700 円	1.8		
うち電話交換手	5,796,238 円	- 円	_		
うちその他技能労務員	5,608,212 円	- 円	_		

- ※ 民間のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本調査(賃金センサス)」によるものである。
- ※ 民間のデータについては、公務類似でない産業のデータや日々雇用者等のデータを含んでおり、また、公務員のデータが管理職を含んでいるのに対して役職者を含んでいないことから、公務員のデータと単純比較はできないが、1つの参考指標として掲載したものである。

#### ③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
北海道	42.3 歳	359,195 円	415,675 円	
都道府県平均	44.6 歳	396,784 円	465,679 円	

#### ④小•中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
北海道	41.8 歳	354,388 円	410,517 円	
都道府県平均	43.9 歳	384,425 円	447,206 円	

#### ⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
区分				(国ベース)
北海道	40.5 歳	315,664 円	437,916 円	360,094 円
国	41.7 歳	327,391 円	_	377,402 円
都道府県平均	40.3 歳	338,245 円	483,553 円	383,901 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
  - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての 諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が 含まれていないこと から、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
  - 3 「平均給与月額」及び「平均給与月額(国ベース)」は、給料月額、各手当毎に平均額を算出(1円未満切捨)して合計したものであり、国等が公表している金額と異なる場合がある。
  - 4 「平均給料月額」、「平均給与月額」及び「平均給与月額(国ベース)」は、減額措置後の月額である。

### (2)職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		北海道	玉
一般行政職	大 学 卒	159,285 円	172,200 円
	高 校 卒	129,592 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	129,592 円	-
	中学卒	- 円	ı
高等学校教育職	大学卒	178,340 円	ı
	高 校 卒	137,640 円	1
小•中学校教育職	大学卒	178,340 円	ı
	高 校 卒	137,640 円	ı
警 察 職	大学卒	177,877 円	200,000 円
	高 校 卒	149,387 円	158,100 円

<sup>(</sup>注) 初任給は、減額措置後の月額である。

### (3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

27 11945 C 1 2	7/31 1 <u>III</u>	22 1 1.20/10/11/22 10/22 10/21	70 (   794 = 0   177 1 F   70	_ <i>,</i>
区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
かりなごってたますか	大学卒	246,764 円	299,488 円	343,829 円
一般行政職	高 校 卒	206,074 円	254,623 円	293,485 円
技能労務職	高 校 卒	195,756 円	237,699 円	283,708 円
高等学校教育職	大学卒	300,919 円	345,390 円	378,880 円
同守子仪教育娰	高 校 卒	242,456 円	267,432 円	304,348 円
小•中学校教育職	大 学 卒	298,355 円	343,586 円	374,881 円
数 编 听	大 学 卒	265,473 円	311,865 円	347,515 円
警 察 職	高 校 卒	231,667 円	272,266 円	322,598 円

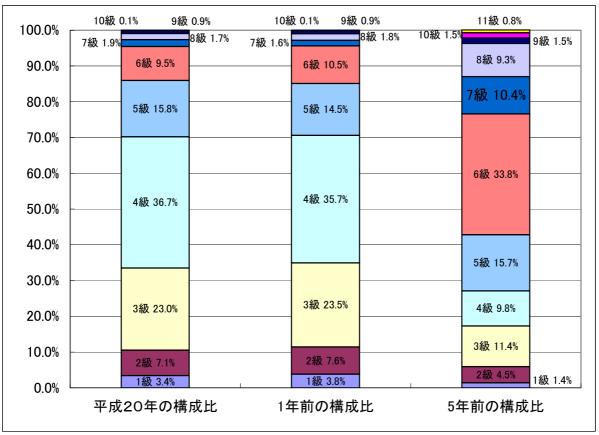
(注) 平均給料月額は、給与条例附則による減額後の月額である。

# 3 一般行政職の級別職員数等の状況

# (1)一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	583 人	3.4 %
2 級	主事、技師	1,223 人	7.1 %
3 級	本庁の主査、支庁の係長、主任	3,945 人	23.0 %
4 級	本庁の主査、支庁の係長、主任	6,307 人	36.7 %
5 級	本庁の主幹、支庁の課長	2,706 人	15.8 %
6 級	本庁の課室長、本庁の主幹 支庁の課長	1,631 人	9.5 %
7 級	本庁の課長、支庁の部長 本庁の課室長	327 人	1.9 %
8 級	本庁の部次長、本庁の課長 支庁の部長	296 人	1.7 %
9 級	支庁長、本庁の部次長	148 人	0.9 %
10 級	本庁の部長	12 人	0.1 %

- (注)1 道の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職である。



(注) 平成18年に11級制から10級制に変更している(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)。

# (2)昇給への勤務実績の反映状況

昇給に係る勤務実績の反映は、勤務実績に基づき昇給区分を決定している。

なお、本庁課長級以上の職員の昇給区分及び昇給号俸数は次のとおりである。

		昇給号俸数		
	区分	高齢層職員以外の職員	高齢層職員	
上位区分	勤務成績が極めて良好	8 号俸	4 号俸	
11111	勤務成績が特に良好	6 号俸	3 号俸	
標準	勤務成績が良好	3 号俸	2 号俸	
下位区分	勤務成績がやや良好でない	2 号俸	1 号俸	
	勤務成績が良好でない	零	零	

現在、給与の独自縮減措置として上位区分は適用していない。

# 4 職員の手当の状況

# (1)期末手当·勤勉手当

北 海 道	围	
1人当たり平均支給額(平成19年度)	_	
1,672 千円		
(平成19年度支給割合)	(平成19年度支給割合)	
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当	
3.0 月分 1.45 月分	3.0 月分 1.5 月分	
(1.6) 月分 (0.75) 月分	(1.6) 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算 5~20%	<ul><li>・役職段階別加算 5~20%</li></ul>	
・管理職加算 10~25%	・管理職加算 10~25%	

- (注)・()内は、再任用職員に係る支給割合である。
  - ・ 平成20年6月から平成23年12月までの間、期末・勤勉手当は、手当基礎額から役職段階別加算額の3分の1を除いて算出している。

### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤勉手当への勤務成績の反映は、勤務実績に基づき成績区分を決定している。

なお、本庁課長級以上の職員の成績区分及び成績率は次のとおりである。

区 分		成績率	
上位区分	勤務成績が特に優秀	111/100以上 185/100以下	
工业区力	勤務成績が優秀	101/100以上 111/100未満	
標準	勤務成績が良好	91/100	
下位区分	勤務成績が良好でない	91/100未満	

#### (2)退職手当(平成20年4月1日現在)

	北	海 道					玉	
(支給率)	自己都	合	勧步	∉·定年	(支給率)	自己	都合	勧奨·定年
勤続20年	23.50	月分	30.55	月分	勤続20年	23.50	月分	30.55 月分
勤続25年	33.50	月分	41.34	月分	勤続25年	33.50	月分	41.34 月分
勤続35年	47.50	月分	59.28	月分	勤続35年	47.50	月分	59.28 月分
最高限度額	59.28	月分	59.28	月分	最高限度額	59.28	月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前	早期退職特例	措置(2~	~30%加算)	その他の加算措	置定	<b>F前早期退職</b> /	特例措置(2~20%加算)
1人当たり平均支給額	1,588	千円	23,931	千円				

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した全職種の職員に支給された平均額である。

# (3)地域手当

# (平成20年4月1日現在)

支給実績(平成			3,932,039 千円	]	
支給職員1人当たり平均支約	第)		138,097 ⊏	]	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率		国の制度(支給	率)
東京都特別区	53 人	16	%	16	%
大阪府大阪市	2 人	13	%	13	%
愛知県名古屋市	2 人	12	%	12	%
札幌市	22,090 人	3	%	3	%
医師	189 人	13	%	13	%
上記以外の市町村	55,408 人	0	%	0	%
平均支	給 率	0.90	%	0.90	%

<sup>(</sup>注)「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

# (22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
大阪府大阪市	15 %	15 %
愛知県名古屋市	12 %	12 %
札幌市	3 %	3 %
医師	15 %	15 %

<sup>(</sup>注)国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

# (4)特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

少特殊勤務手当(平成20	)年4月1日現在)				
支給実績(平成19年度決算)	)			3,237,485 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)				118,264 円	
職員全体に占める手当支給	職員の割合(平成19年度)			35.2 %	
手当の種類(手当数)				48	
手当の名称	主な支給対象職員		主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
爆発物製造施設等災害調査作業手当	本務として火薬類又は高圧ガスの取締業務に従事 する職員	火薬類又は高圧ガスの製造施設等 において爆発、火災、漏えい若しくは 流出又はこれらに類する災害が発生 した場合に行う危険を伴う災害調査 の作業			
漁業取締業務手当	漁業取締船に乗り組む職員又は漁業管理課、支庁 若しくは水産孵化場に勤務する職員	漁業の	D取締業務	550円/日	
				20mまで310円/時、30mまで780円/時、 30m超1,500円/時	
潜水作業手当	漁業管理課、支庁、道立水産試験場、土木現業 所、漁業研修所、原子力環境センター又は実習船 管理局に勤務する職員、警察職員	潜水器	<sup>景具を着用して行う潜水作業</sup>	特に困難であり、かつ、心身に著しい負担 を与える作業であって、人事委員会で定め むのに従事した場合にあっては、当該額 にその100分の50に相当する額を加算した 額(警察職員に限る。)	
有毒薬物取扱手当	(1)工業試験場その他の人事委員会規則で定める 試験研究機関等に勤務する職員 (2) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第 261号) 第18条第1号ホ及びへに規定する職員 (3) 農業試験場等の職員	る有書 (2)毒料 (2)条等 (3)割割 (3)若し	等として人事委員会規則で定め 基薬物を使用して行う試験、研 べは検査 効及び劇物取締法施行令第16 見定する製剤を直接使用して行 の防除の実地指導 値行令第39条各号に掲げる毒 ズは劇物を使用して行う病害虫 条作業		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
種雄牛馬等取扱作業手当	畜産試験場に勤務する職員	本務として行う、種雄牛馬の飼育管 理若しくは精液採取作業、種雄豚の 精液採取作業、種雄豚の自然交配 若しくは精液採取のため若しくはこれ らの作業の準備のために種雄豚を削 する作業又は種雄羊の繁殖季節に おける飼育管理若しくは精液採取作 業に従事	230円/日
とさつ業務手当	畜産試験場に勤務する職員	とさつ業務	300円/日
とちく検査等業務手当	(1)とちく検査員である職員 (2)食鳥検査員である職員	(1)と畜場法(昭和28年法律第114号) 第14条に規定する検査業務 (2)食鳥処理の事業の規制及び食鳥 検査に関する法律(平成2年法律第 70号)第15条に規定する検査業務	600円/日
犬取扱等業務手当	(1)保健福祉事務所に勤務する狂犬病予防員若しく は狂犬病予防技術員である職員又はこれらの職員 の作業を補助する職員 (2)食品衛生課に勤務する獣医師である職員、前号 に規定する職員又は衛生研究所に勤務する研究職 員である職員	(1)大の捕獲若しくは犬若しくは猫の 殺処分作業又はこれらの補助 (2)エキノコックス症の予防調査のため に捕獲収集された動物(知事の定め るものに限る。)の死体のこん包作 業、解剖検査の準備のための作業又 は解剖検査業務	300円/日
道路上等作業手当	(1)・(2)土木現業所に勤務する職員 (3)空港管理事務所に勤務する職員	(1)交通を遮断することなく行う道路の 維持補修の作業その他の作業で人 事委員会規則で定めるもの (2)降雪等により生じた交通の危険を 防止するために行う道路法(昭和27 年法律第180号)第46条第1項(第2 号を除る。)の規定による通行の禁止 に必要な通行車両の誘導等の作業 (2)滑走路、誘導路及びエブロンにお いて行う墜解係数の測定作業又は航 空機の誘導作業	(1)300円/日 (2)450円/日 (3)300円/日
高所等作業手当	土木現業所、地質研究所、工業試験場等に勤務する職員	(1)地上又は水面上10メートル以上の 足場の不安定な箇所で人事委員会 規則で定める作業 (2)トンネルの坑内で人事委員会規則 で定める作業	(1)日額320円以内 (2)560円/日
公害防止作業手当	支庁の環境生活課等に勤務する職員	大気汚染防止法(昭和43年法律第97 号)第26条第1項、廃棄物の処理及 び清掃に関する法律(昭和45年法律 第137号)第19条第1項、水質汚濁防 止法(昭和45年法律第138号)第22 条第1項又はダイオキンン類対策特 別措置法(平成11年法律第105号) 第34条第1項に規定する立入検査業 務(人事委員会規則で定めるものに 限る。)	300円/日
	防災消防課等に勤務する職員	れがある場合における災害発生状況 等の調査その他の防災業務	1,900円/時、(特に危険又は困難な業務であって人事委員会規則で定めるものに従事した時間がある場合にあっては、その時間1時間につき2,470円)、捜索教難及び捜索教難のための訓練の業務のために飛行中の回転翼航空機から降下した場合の航中の回転翼航空機がら降下した場合れる額に、同項の規定により得られる額にその降下した日1日につき870円加算
航空手当	警察職員	航空機(航空法(昭和27年法律第 231号)第2条第1項に規定する航空 機をいう。)に搭乗して行う次の業務 機をいう。)として の航空機乗組員(航空法第69条に規 定する航空機乗組員をいう。)として 行う業務 ②操縦の練習(航空法第35条第1項 各号の操縦の練習をいう。)又は①若 しくは③に掲げる業務を行うための教 育訓練 ③捜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮 圧、警備又は交通の取締り ④航空機の機体、集備及び 計測制御に関する試験 ⑤災害が発生し、又は発生するおそ れがある場合における災害発生状況 等の調査	(1)航空法第24条の事業用操縦士又は自家 用操縦士の資格を有する職員 5,100円 /時 (2)航空法第24条の航空通信士、一等航空 整備士又は二等航空整備士の資格を有す る職員 2,200円/時 (3)前2号に掲げる以外の職員 1,900円/時 時(3)前2号に掲げる以外の職員 1,900円/時 (特に危険又は困難な業務であって人事委 員会規則で定めるものに従事した時間があ る場合にあっては、当該時間1時間につき 当該額の100分の130に相当する額)(③の 搜索教難、犯罪の捜査若しくは鎮圧の業務 又は捜索教難、犯罪の捜査若しくは鎮圧の業務 又は捜索教難、犯罪の捜査者しくは鎮圧の業務 であの100分の第20世界を開した職員が飛行 中の回転翼航空機から降下した場合においては、前3号による手当額に1日870円を 加算した額)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
山上作業手当	地質研究所に勤務する職員	勤務環境の劣悪な山上の観測点の 所在する場所として人事委員会規則 で定めるものにおいて行う火山現象 に関する現地観測の作業	410円/日
職業訓練手当	道立の高等技術専門学院(道が運営する障害者職業能力開発校を含む。)に勤務する職業訓練指導員である職員	職業訓練指導の業務	(1)高等技術専門学院 34,000円/月(夜間 において行う訓練課程 41,000円/月) (2)障害者職業能力開発校 41,000円/月
農業技術等指導訓練手当	農業大学校又は漁業研修所に勤務する職員(学生、研修生等の教育及び指導の業務に従事する者 に限る。)	本務として行う農業又は漁業に関す る技術の指導訓練業務	33,000円/月
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する講師たる職員(これに相当する と任命権者が認める者を含む。)	講師の職務	7,300円/月
看護師等養成指導手当	衛生学院又は看護学院に勤務し、看護師等の養成 指導に従事することを本務とする職員(医療職給料 表(1)の適用を受ける者を除く。)	養成指導の業務	(1)衛生学院 40,000円/月(医療職給料表 (3)の適用を受ける職員 25,000円/月) (2)看護学院 33,000円/月
実習船実習指導手当	高等学校の実習のため、実習船に乗り組むことを本務とする職員	実習船に乗り組み乗船実習の指導に従事したとき	(1)航海実習 700円/日 (2)停泊実習及びドック実習 420円/日
防疫救治作業手当	(1)保健福祉事務所等の職員 (2)感染症の患者が入院する道立の病院若しくは診 療所又はこれらに準ずる施設に勤務する職員 (3)畜産振興課、支庁、保健福祉事務所又は家畜保 健衛生所に勤務する職員	時期および条件等において同様の作	日額290円以内
精神保健等業務手当	(1)精神保健指定医である職員 (2)保健福祉事務所等の職員 (3)道立病院、道立精神科病院等に勤務する職員 (4)上記(1)~(3)の職員 (5)保健福祉事務所に勤務する保健師である職員	(1)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第27条第1項又は第2項の規定により精神障害者又はその疑いのある者の診察に従事したとき(2)同条第3項の規定によりその診察に立ち会ったとき又は同法第29条第1項に規定する精神障害者の入院措置の業務(2)結核患者又は精神病患者を迎察する病室において行う患者の診察又は看護(3)常時結核患者又は精神病患者に直接接する業務(4)外勤又は出張を命ぜられ、結核患者又は精神障害者若しくはその疑いのある者に直接接する業務(4)外勤又は出張を命ぜられ、結核患者又は精神障害者若しくはその疑いのある者に直接接する業務(4)外勤又は出張を命ぜられ、結核患者又は精神障害者若しくはその疑いのある者に直接接する業務に従事	(2)300円/日 (3)340円/日 (4)230円/日
放射線作業手当	道立の病院、精神科病院、診療所、教職員検診センター、保健福祉事務所、衛生研究所、工業試験場、食品加工研究センター、農業試験場若しくは林産試験場又はこれらに準ずる施設に勤務する職員	本務として放射線の照射作業に従事 したとき(人事委員会規則で定める場 合に限る。)	7,000円/月
病理細菌等業務手当	道立の病院、精神科病院、教職員検診センター、 保健福祉事務所、衛生研究所その他これらに準ず る施設に勤勢する病理細菌技術者者にくはその助 手である職員又は札幌医科大学に勤務し、その病 理学教室、衛生学教室若しくは微生物学教室に配 置されている職員で病理細菌に関する試験研究を 補助するもの	病理試験又は細菌等の検査の業務	300円/目

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医学研究調査手当	道に勤務する医師又は歯科医師(任命権者が定める者に限る。)	医療又は保健衛生の向上に関する研究、調査、企画又は立案業務	月額105,000円を超えない範囲内
夜間看護等業務手当	(1)道立の病院、精神科病院若しくは診療所若しくはこれらに準ずる施設又は道立の乳児院に勤務する助産師、看護師、権者護師又は保育士である職員(2)道立の病院、精神科病院若しくは診療所又はこれらに準ずる施設に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員のうち人事委員会規則で定める職員(3)道立の病院、精神科病院若しくは診療所又はこれらに準ずる施設に勤務する看護師又は准看護師である職員	5時前の間をいう。)において行われる入院(所)患者の看護等又は入院 児童の養育等の業務	(1)深夜勤務 4時間以上3,300円/回、2〜 4時間2,900円/回、2時間未満2,000円/ 回(深夜の全部を含む勤務6,800円/回) (2)1,620円/回 (3)300円/日
税務手当	税務課、札幌道税事務所、支庁の総務部(課税課、 納税課又は税務課に限る。)若しくは税務部又は支 庁道税事務所に勤務する職員(知事の指定する職 にある者を除く。)	本務として行う道税事務	16,900円/月
社会福祉業務手当	(1)心身障害者総合相談所、女性相談援助センター 若しくは肢体不自由児施設(以下「福祉施設」という。)又は保健福祉事務所に勤務する職員(本務として現業を行う社会福祉主事及びこれに準ずる者、身体障害者福祉司、大部として福祉施設又は保健福祉事務所(倪童相談部及び分室に限る。)で相談業務に従事する者、本務として判定業務に従事する者、本務として判定業務に従事する者、本務として関連企業務に従事する者、大路、児童指導員、福祉指導員、老人福祉指導員) (2)精神保健福祉センターに勤務する職員(医療職給料表(1)の適用を受ける者を除く。)	(1)福祉に関する業務 (2)本務として精神保健及び精神障害 者の福祉に関する相談、指導又は判 定の業務	9,700円/月
用地取得等業務手当	土木現業所等に勤務する職員	公共用地の取得若しくはこれに伴う 物件の移転又はこれらに伴う損失補 償に係る交渉の業務のため外勤又は 出張を命ぜられ、その業務に従事	650円/日
海外事務所勤務手当	外国に所在する部局であって人事委員会規則で定 めるものに動務する職員		職員がその勤務する国に所在する在外公館のうち人事委員会規則で定めるものに勤務する外務公務員であるとした場合に在外公館の名券及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育上出する報が支給される場合にあっては給与条例第9条の規定により当該職員に支給される扶養手当(配偶者に係る部分に限る。)の額を当該合計額から減じた額、同項の手当に租稅が課せられる場合にあってはその租稅の額に相当する額を当該合計額から減じた額、同項の手当に租稅が課せられる場合にあってはその租稅の額に相当する額を当該合計額に加算した額(月額)
多学年学級担当手当	小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の2 以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級 を担当する学校職員のうち校長、教頭、教諭、養婆 教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(給 料の調整額の支給を受ける者、当該担当授業時間 数がその者の担当授業時間数の1/2未満の者、当 該担当授業時間数が1週間につき、12時間未満の 者を除く。)		(1)3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導7,350円/月(2)2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導6,090円/月
通信教育指導手当	高等学校の通信教育に従事することを本務とする 職員以外の学校職員	通信教育における次の各号に掲げる 業務に従事したとき(1)学習報告書 の添削指導(2)面接指導(3)通信制 の課程を置く高等学校(この号にお いて「実施校」という。)の行う通信教 育について協力する高等学校におい て実施校の統括のもとに行う指導	(1)添削した学習報告書1通につき130円 (2)2,800円/時間 (3)1万8,200円/月
舎務手当	学校職員	舎監として、学校の寄宿舎における 児童又は生徒の教育及び当該寄宿 舎の管理の業務に従事したとき	3,900円/月
兼務手当	学校職員	(1)昼間において授業若しくはその補助を本務として担当する学校職員が夜間において授業者しくはその補助を行ったとき(2)夜間において授業者しくはその補助を本務として担当する学校職員が昼間において授業者しくはその補助を行ったとき	2,800/時

手当の名称	主な支給対象職員	主な	支給対象	2業務	左記職員に対する支給単価				
農業水産実習指導手当	教頭、教諭、助教諭、講師又は実習助手である学 校職員	農業に関す	行う、高等学る学科又は7の宿泊を伴う	k産に関する					
		業務の	の種類	週休日、休日等	支給要件 休日等に当 たる日以外 の正規の勤 務時間が4 時間である 日		支給単価		
			(ア)非常災害時に対しては 害時に発行しては をは を は を は を は を は を は を は を は を は を	を ア 終程度 (日中度) (日中度) 間 イ アと同 程度の事した 業に こと	ア 正規の 勤務時間に 引き続きで イ 午前2時	勤引き11年で 時続時前24 イからまア同 で又程 として で と に は 度 り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	3,200円/日 (甚大災害 6,400 円/日)		
			(イ)児童又 は生徒の負 傷、疾病等 に伴う救急 の業務		から午前8 時まで ウ アマは		3.000円/日		
	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員である学校職員で職務の報が、教育職会料表(第)又け夢奇職会料表(申小)の188		(ウ)児童又 は生徒に対 する緊急の 補導業務				3,000円/日		
		海学校等(学校が計画 (就寝時間 し、かつ、実施するもの は含まな に限る。)において児童 い。)業務		(就寝時間 は含まな い。)業務 に従事した	8時間程度 (就寝時間 は含まな い。)業務 に従事した こと	(就寝時間 は含まな い。)業務	1,700円/日		
教員特殊業務手当		(3)人事委 員会が定め る対外運動 競技等にお いて児童又	(ア)泊を伴 うもの	(就寝時間 は含まな い。)業務	8時間程度 (就寝時間 は含まな い。)業務 に従事した こと	(就寝時間 は含まな い。)業務			
		は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴う他の又は遺体日、休日等に行うもの	(イ)週休 日、休日等 に行うもの	ア 終日に 及ぶ程度 (日中8時 (日中8時 イアと間程 アとの 業 との との との とび 事した こと			1,700円∕日		
	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務************************************	規の教育課 ラブ活動に	る部活動(正 程としてのク	時間以外の 時間等にお いて8時間 以上業務に 従事したこ	以上業務に		1,400円/日		
	養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又 は寄宿舎指導員である学校職員で職務の級が、教 育職給料表(高)又は教育職給料表(中小)の1級 又は2級の者	をいう。ことのの企業を は生徒に対する指導業 務で週休日、休日等文 は代日等に当たる日以 外の正規の勤務時間が 4時間である日に行うも の		時間以外の 時間等にお いて引き続 を4時間以 上8時間未 満業務に従	正規の勤務 時間以外の 時間等にお いて引き続 き4時間以 上8時間末 満業務に従 事したこと		1,200円/日		
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又 別支援学校に勤務する教諭たる学校職員のう 次に掲げる主任等(3学級未満の学校に置かす 徒指導主事,連路指導主事、学科主任、農場 び寮務主任並びに3学級未満の学年に置かす 年主任を除く。)(1)小学校、教務主任、学年 (2)中学校、教務主任、学年主任、生徒指導主 高等学校、教務主任、学年主任、生徒指導主 路指導主事、学科主任、農場長(4)中等教育等 教務主任、学作主任、生徒指導主 路指導主事、学科主任、生徒指導主 路指導主事、学科主任、生徒指導主 等的专列支援学校:小学郎、中学郎又は高等 置かれる教務主任、学年主任、生徒指導主事 等部に置かれる進路指導主事、学科主任、寮任		当該担当に	係る業務に征	<b>ど</b> 事したとき	200円/日				

主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特別支援学校に勤務する学校職員(給料の調整額の支給を受ける者を除く。)	児童又は生徒の介護業務に従事し たとき	250円/日(4時間に満たない場合は150円 /日)
	防および捜査ならびに被疑者逮捕作業 (2)被疑者等の看守および護送作業 (3)交通捜査作業のうち、高速道路交	(1) 11,760円/月 (2) 5,850円/月 (3) 17,640円/月 (4) 11,760円/月 (5) 11,760円/月 (6) 6,440円/月 (7) 11,760円/月 (8) 8,820円/月 (9) 3,950円/月 (10) 7,140円/月
警察職員	動車国道において行う作業 (4)交通捜査作業のうち、(3)の作業以 外の作業 (5)犯罪艦識作業のうち、警察署に警察 客市3を開展が行う作業、および警察 本部または方面本部に動務する職員 が犯罪現場において行う作業 (6)犯罪艦職作業のうち、(6)の作業以 外の作業(電子情報処理機器の端末 を操作して行うデータの検索、抽出及 び入力の作業を除く。) (7)交通取締用自動車その他特殊自 動車運転作業のうち、交通取締用自 動二輪車運転の作業 (8)交通取締用自動車その他特殊自 ので運転に非常のうち、(7)の作業以外 の作業	※呼出加算 (1)、(3)、(4)又は(5)、(6)の作業に専ら従事するもの(管理職手当の支給を受ける者を除く。)が、突発的な事件又は事故で緊急に処理を要するものに係るこれらの作業に従事するために、正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、それぞれこれとの作業に従事した場合(勤務公署又はこれに準ずる場所以外の場所から従事する場合に限る。)でその従事する時間帯の全部又は一部が夜間(午後9時後翌日の午前5時前の間をいう。)であるときは、その勤務1回につき1,240円を加算
	(9)通信指令作業 (10)警ら作業人事委員会規則で定 めるものに限る)	※夜間加算 (3)又は(4)の作業に専ら従事するものが当 該作業に従事した場合で、その従事する時 間帯の全部又は一部が目没時から日出時 までの間であるときは、その従事した日1日 につき280円を加算
警察職員	坑内でガス爆発、火災、出水若しくは 落盤又はこれらに類する災害があっ た場合に行う著しい危険を伴う作業	1,900円/回
警察職員	体の処理作業	(1)1,600円/件(心身に著しい負担を与える 処理作業であって人事委員会規則で定め るものに従事した場合にあっては、当該額 にその100分の100に相当する額を加算 した額) (2)(3)3,200円/件 ※(1)の場合の1件の作業に対する支給額 の総額は、6,400円(1,600円にその100分の 100に相当する額を加算した額を支給する 場合にあっては、6,400円にその100分の 100に相当する額を加算した額)を超えるこ とができない。
警察職員	警備、遭難救助又は鑑識作業であって心身に著しい負担を与えると人事 委員会規則で定めるもの (2)山岳における遭難事故の防止の	(1)960円/日 (著しく危険な作業であって人事委員会規則で定めるものに従事した場合 にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額) (2)960円/日 (3)1,920円/日
警察職員	(1)天皇又は皇后、皇太子若しくは皇 太子妃の側近警衛 (2)(1)以外の皇族の側近警衛 (3)警護対象者の身辺警護	(1)1,150円/日 (2)(3)1,000円/日
警察職員	正規の勤務時間による勤務の全部又 は一部が深夜(午後10時後翌日の午 前5時前の間をいう。以下同じ。)に おいて行われる業務で人事委員会規 則で定めるものに従事したとき	(1)勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合1,100円/回 (2)勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合30円/回(深夜における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては、410円)
警察職員	職員が道路交通法第97条第2項本 文に規定する運転免許試験のため、 受験者の運転する自動車に同乗して 行う試験業務に従事したとき	340円/日
	等別支援学校に勤務する学校職員(給料の調整額の支給を受ける者を除く。)  警察職員  警察職員  警察職員  警察職員	特別支援学校に勤務する学校職員(給料の顕繁額 だとき  (1)まとして私服員の従事する犯罪子的および理査ならびに被死者連結権 (2)と連接を保護の経済を発達機能 (3)と連接を保護の持ち、高速部が変化 (3)と連接を保護の持ち、高速部が変化 (4)の選邦機能作業のうち、(3)の作業以 (5)の選邦機能作業のうち、(3)の作業以 (5)の選邦機能作業のうち、(3)の作業以 (5)の選邦機能作業のうち、(3)の作業以 (5)の原理機能が表別があった。(5)の作業以 (5)の作業(第一者類処理機能 (5)の原理機能が表別があ、交通政治用自動・第一種犯理機能がある。 (5)の企業政治目動事業への他特殊自動を基準の他特殊自動事業を指揮を表別 (5)の企業政治目動事業への他特殊自動を基準を指揮を表別 (5)の企業政治目動事業の他特殊自動を基準を指揮を表別 (5)の企業政治目動を主なの他特殊自動を基準を指揮を表別 (5)の企業政治に対して、(5)の作業以 (5)のの場合指令作業 (6)の関係性等人事委員会規則で定 (6)を定して、(5)の作業に、(6)の作業に対した。 (6)の関係性等人事業員会規則で定 (6)を定して、(6)のの場合に対し、(6)のの場合に対し、(6)ののの場合に対し、(6)のののののののののののののののののののののののののののののののののののの

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
爆発物処理等手当	警察職員	(1)爆発物又はその疑いのある物件の 処理作業 (2)特殊危険物質(サリン(メチルホス ホ/フルオリド酸イソプロピルをいう。 以下この号において同じ。)及びサリ ン以上又はサリンに準ずる強い毒性 を有する物質をいう。以下この項において同じ。)又はその疑いのある物質 の処理作業で人事委員会規則で定 めるもの (3)特殊危険物質による被害の危険が ある区域内において行う作業(前号 に掲げる処理作業を除く。)	(1)(2)5,200円/件 (3)250円/日 ※警察官(管理職手当の支給を受ける者を 除く。)が、突発的な事件又は事故で緊急に 处理を要するものに係る(1)(2)の作業に従 事するために、正規の勤務時間に引き続か ない時間において緊急の呼出しにより勤務 することを命ぜられ、当該作業に従事した場 角所から従事する場合に限る。)でその従 事する時間帯の全部又は一部が夜間であ るときは、その勤務1回につき1,240円を加 算
爆発物製造施設等災害現場作業手当	警察職員	火薬類又は高圧ガスの製造施設等 において爆発、火災、漏えい若しくは 流出又はこれらに類する災害が発生 した場合に行う危険を伴う作業(坑内 作業手当及び救難作業手当に該当 する作業を除く。)	750円/日
国際緊急援助手当	警察職員	国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)第2条に規定する国際緊急援助活動の業務	4,000円/日(心身に著しい負担を与える業務であって人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、当該額にその100分の50に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額)
海外犯罪情報収集作業手当	警察職員	日本国外において犯罪の捜査に関 する情報収集作業であって人事委員 会規則で定めるもの	1,100円/日
銃器犯罪捜査従事手当	警察職員	銃器が使用され、又は使用されるお それがある現場において防弾装備を 着装し、及び武器を携帯して行う作 業であって人事委員会規則で定める もの	(1)銃器が使用されている犯罪現場における 犯人の逮捕又はこれに相当する作業…日 額1,640円 (2)銃器を所持する犯人の逮捕…日額1,100 円 (3)(1)の作業に付随して行われる固定配置 …日額1,100円 (4)(2)の作業に付随して行われる固定配置 ・・日額820円 (5)銃器が使用された暴力団の対立抗争事 件に伴い暴力団事務所等の直近に配置し て行う警戒…日額820円

# (5)時間外勤務手当

支	給	実	績	(	平	成	1	9	年	度	決	算	)	8,154,645 千円
職	員 1	人当	たり	平	均支	給年	三額	( 习	乙成	19	年度	決算	〔章	105 千円
支	給	実	績	(	平	成	1	8	年	度	決	算	)	8,333,783 千円
職	員 1	人当	たり	平	均支	給年	三額	( 7	乙成	1 8	年 度	決算	〔章	104 千円

# (6)その他の手当(平成20年4月1日現在)

		国の制度	国の制度と	支給実績	支給職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給単価	との異同	異なる内容	(平成19年度決算)	平均支給年額
					(平成19年度決算)
初任給調整手当	医療職給料表(1)の適用を受ける医師 又は歯科医師月額30万6,900円以内 行政職給料表の適用を受ける医師及 び歯科医師月額5万円以内	同		273,435 千円	1,470,080 円
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 ③15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後最初の3月 31日までにある子 1人5,000円加算	帀		10,150,239 千円	234,807 円
住居手当	①家賃の額が12,000円を超える借家等の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ②自宅の場合 新築又は購入から5年 を経過するまで2,500円を支給 ③単身赴任している職員の配偶者等 が借家等に居住している場合 上記① の借家等の場合の2分の1の額	同		4,961,265 千円	128,390 円

		国の制度	国の制度と	支給実績	支給職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給単価	との異同	異なる内容	(平成19年度決算)	平均支給年額
, , , ,		Company	27.8 01 17	(1/2/10/1/2003)	(平成19年度決算)
通勤手当	①交通機関利用者 1箇月当たりの運賃等相当額55,000円を限度に支給(6箇月定期券等の価額による一括支給を基本) (2自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円〜29,300円の範囲で支給(3特別急行列車等利用者 特別料金等の額の2分の1の額を支給(20,000円限度)	異	支給額 (道) 2,000円~ 29,300円 (国) 2,000円~ 24,500円	4,962,832 千円	95,016 円
単身赴任手当	23,000円 + 加算額 = 支給額 ※加算額 距離区分に応じ6,000~4 万5,000円	異	加算額の距離区分を細分化	2,042,728 千円	356,310 円
特地勤務手当	○特地勤務手当 異動等の日に受けていた給料及び扶 養手当の月額の合計額の2分の1に相 当する額を含算した額に、熱地区分毎の 支給割合合を乗じて得た額 (支給割合) 6級地25% 5級地20% 4級地16% 3級地12% 2級地8% 1級地4% ○準する手当 異動等の日に受けていた(給料の月額 +扶養手当の月額)×支給割合 (支給割合) 6~3級地2~6% 2、1級地2~5%	同		1,694,949 千円	355,633 円
へき地手当	(給料の月額+扶養手当の月額)×支 給割合 (支給割合) 5級地25% 4級地20% 3級地16% 2級地12% 1級地8% 準ずる学校4% ※準ずる手当については特地勤務手 当を参照			6,118,993 千円	454,977 円
休日勤務手当	1時間当たりの給与額×135/100× 勤務時間数	同		2,460,299 千円	509,800 円
夜間勤務手当	1時間当たりの給与額×25/100×勤 務時間数	同		941,249 千円	177,126 円
宿日直手当	勤務1回につき ① ②~③以外の職員4,200円 ②医師又は歯科医師20,000円 ③特殊業務を行う職員7,200円	冏		1,886,218 千円	300,257 円
管理職手当	給料表別、職務の級及び職による区 分に広じた額(管理職員の属する職務 の級における最高号俸の給料月額の 100分の35を超えない範囲内) ※行政職 29,600円~139,300円	同		4,465,890 千円	565,230 円
管理職員特別勤務手当	勤務1回につき 1種12,000円 2種10,000円 3種8,000円 4種6,000円 5種及び6種4,000円 ※勤務に従事した時間が6時間を超え る場合は、それぞれの額に150/100を 乗じて得た額	同		37,549 千円	220,876 円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在勤 する職員に対し、地域の区分及び基 準日における職員の世帯等の区分に 応じて、8,600~26,380円を支給	異	地域区分が異なる。	7,668,433 千円	97,383 円
農林漁業普及指導手当	①農林水産業に関する調査研究等を 行う職員 給料の月額に8/100を乗じ て得た額 ②農林水産業に関する技術及び知識 を普及指導する職員 給料の月額に 12/100を乗じて得た額			506,557 千円	503,535 円
災害派遣手当	1日につき ①公共の施設又はこれに準ずる施設 3,970円 ②その他の施設 30日以内の期間6,620円 30日を超える60日以内の期間5,870円 60日を超える期間5,140円			0 千円	0 円

		国の制度	国の制度と	支給実績	支給職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給単価	との異同	異なる内容	(平成19年度決算)	平均支給年額
					(平成19年度決算)
定時制通信教育手当	①夜間定時制: 給料月額×8/100 (管理職手当受給者は6/100)②通 信制: 給料月額×6/100(管理職手 当受給者は4/100)			252,402 千円	346,706 円
産業教育手当	給料月額×8/100(定時制通信教育 手当受給者は4/100)			334,783 千円	320,366 円
義務教育等特別教育手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育 学校又は特別支援学校に勤務する教 育職員 <支給額> 校長17,100円~20,200円 教頭10,700円~19,100円 その他職員5,000円~18,100			7,405,541 千円	167,846 円

# 5 特別職の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

Z			分	給	料	月		額	等		
給	知		事	1,035,00	0	円	(	1,3	380,000	)円	
料	副	知	事	880,000	1	円	(	1,1	00,000	)円	
報	議		長	1,044,00	円	(	1,1	60,000	)円		
酬	副	議	長	936,000	)	円	(	1,0	040,000	)円	
台州	議		員	810,000	)	円	(	90	00,000	)円	
	知		事	(平成19年度支給割台	子)						
期	副	知	事	3.3	月分						
期末手当	議		長	(平成19年度支給割合	<del>}</del> )						
当	副	議	長	3.3	月分						
	議		員								
				(算定方式)		(1期	明の手当額	į)	(支給	時期)	
退職	知		事	給料月額×在職月数	×60/100	3	9,744,000	円	任其	朝ごと	
手当	副	知	事	給料月額×在職月数	2	6,400,000	) 円	任其	朝ごと		
	備		考	平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間、退職手当を10%減額する。							

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
  - 2 知事、副知事及び議会議員については、次のとおり減額措置を講ずることとしている。

対象者	減	額 内 容	期間					
知 事	給料月額	25%減額	平成20年4月1日から平成24年3月31日まで					
자 尹	期末手当	25%減額	平成20年6月から平成23年12月まで					
副知事	給料月額	20%減額	平成20年4月1日から平成24年3月31日まで					
町州尹	期末手当	20%減額	平成20年6月から平成23年12月まで					
議会議員	給料月額	10%減額	平成20年4月1日から平成23年4月30日まで					

<sup>3</sup> 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

# 6 職員数の状況

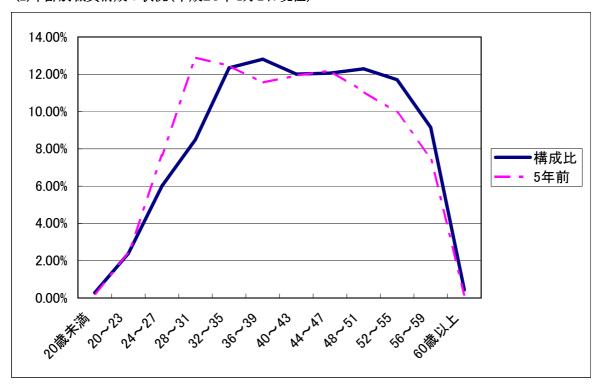
# (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区 分	職	数	対前年	主な増減理由
部	門		平成19年	平成20年	増減数	工は相似在田
		議会	75	70	$\triangle$ 5	
		総務	2,370	2,297	$\triangle$ 73	
普		税務	910	885	$\triangle$ 25	
	一般	民生	1,364	1,184	△ 180	
通	行	衛生	2,387	2,176	△ 211	
会	政	労働	489	464	$\triangle$ 25	
	部門	農林水産	5,517	5,298	△ 219	
計	1 1	商工	654	637	△ 17	
部		土木	2,965	2,857	△ 108	
		小 計	16,731	15,868	△ 863	(参考:人口10万人当たり職員数 299人)
門		教育部門	49,383	48,914	△ 469	
		警察部門	11,667	11,750	83	
		小 計	61,050	60,664	△ 386	(参考:人口10万人当たり職員数 1,090人)
公計営	病	Ť.	910	1,192	282	
計営	下れ	k道	11	11	0	
門業			107	107	0	
会		小 計	1,028	1,310	282	効率化
		計	78,809	77,842	△ 967	
	Î	J [1]	[79,774]	[79,540]	△ 234	(参考:人口10万人当たり職員数 1,389人)

- (注)1 職員数は一般職に属する職員数である。
  - 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

# (2)年齢別職員構成の状況(平成20年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		>	>	>	>	>	>	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
収貝奴	222	1,855	4,680	6,616	9,610	9,971	9,349	9,387	9,568	9,117	7,122	344	77,841

# (3)定員管理の数値目標及び進捗状況

## ①平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

	平成17年4月1日	平成22年4月1日	純減数	純減率
	職員数	職員数		
	人	人	人	%
一般行政部門	17,320	15,546	△ 3,742	△ 19.4
教育部門	50,759	47,260	△ 3,499	$\triangle$ 6.9
警察部門	11,582	11,550	△ 32	$\triangle$ 0.3
公営企業等 会計部門	1,968	(一般行政に含む)		
総数	81,629	74,356	△ 7,273	△ 8.9

## (参考)知事部局における定員管理の数値目標(数・率)

計画類			
始 期	終期	数値目標	
平成17年4月1日	平成27年3月31日	30%削減	

## (参考)教育庁における定員管理の数値目標(数・率)

計画類			
始 期	終期	数値目標	
平成17年4月1日	平成27年3月31日	15%削減	

#### ②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

	3 分	17年	18年	19年	20年		(参考)	
部 門		計画始期	1年目	2年目	3年目	計	数値目標	
一般行政	職員数	17,320	16,926	16,731	15,868		15,546	
	増 減		△ 394	△ 195	△ 863	△ 2,110 <b>(56%)</b>	△ 3,742	
教 育	職員数	50,759	50,169	49,383	48,914		47,260	
	増 減		△ 590	△ 786	△ 469	△ 1,845 <b>(53%)</b>	△ 3,499	
警 察	職員数	11,582	11,565	11,667	11,750		11,550	
	増 減		△ 17	102	83	168 (-525%)	△ 32	
公 営 企 業	職員数	1,968	1,939	1,028	1,310	(一郎行政に合き。)	(一般行政に含む)	
等 会 計	増 減		△ 29	△ 911	282	( 放打 以に占む)	( 放打以に占む)	
計	職員数	81,629	80,599	78,809	77,842	_	74,356	
μĬ	増 減		△ 1,030	△ 1,790	△ 967	△ 3,787 <b>(52%)</b>	△ 7,273	

- (注)1 計画期間は、17年~22年の5年間である。
  - 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
  - 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以 降現年までの職員増減数の累計を示す。

## 7 公営企業職員の状況

## (1) 電気事業

#### ①職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 16年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
平成	千円	千円	千円	%	%
19年度	4,412,232	541,275	502,918	11.4	18.3

区 分	職員数	給		与 費		一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
平成	人	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	57	226,015	70,033	102,430	398,478	6,991

(参考)都道府県平均					
一人当たり給	与費				
	千円				

- (注)1 給与費には共済費及び退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。
  - 3 平成19年度については、次のとおり給与の減額措置を実施している。
    - ・給料月額の10%を減額
    - ・管理職手当の20%を減額
    - ・期末・勤勉手当は、手当基礎額から役職段階別加算額を除いて算出するとともに管理職加算額を受ける者は支給額を5%減額

#### イ 特記事項

平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間、給与条例附則により給料月額の9%~7.5%、管理職手当の20%を減額している。

#### ②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額		
北 海 道	43.7 歳	356,501 円	574,579 円		
団 体 平 均	43.2 歳	366,454 円	583,137 円		
事 業 者					

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
  - 2 基本給及び平均月収額は、給与条例附則による減額後の月額である。

#### ③職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

_/ 粉木丁目 勤闷丁目	
北海道	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(平成19年度)	1人当たり平均支給額(平成19年度)
1,696 千円	1,775 千円
(平成19年度支給割合)	
期末手当勤勉手当	
3.0 月分 1.45 月分	
(1.6) 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
· 役職段階別加算 5~20%	
· 管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

平成20年6月から平成23年12月までの間、期末・勤勉手当は、手当基礎額から役職段階別加算額の3分の1を除いて算出している。

# イ 退職手当(平成20年4月1日現在)

1 返職十三(平)	以20年4月1日	児住)		
	北 海 道		団 体	平均
(支給率)	自己都合	勧奨·定年		
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		
その他の加算措置	定年前早期	退職		
	措置(2~3	0%加算)		
1人当たり平均支給額	-	千円	1人当たり平均支給額	19,080 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額である。

# ウ 地域手当

(平成20年4月1日現在)

支給実績		4,616 千円		
支給職員1人当たり平		135,779 円		
支給対象地域	地域 支給率 支給対象職員			一般行政職の制度(支給率
札幌市	3 %		31 人	3 %

# (22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)		
札幌市	3 %	3 %		

# エ 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

- 10 // 2000 1 - 1 ( 1 // 20	30   1/1 I P ()L L /					
支給総額(平成19年度決算)					15	千円
支給職員1人当たり平均支給			1,378	円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)					19.3	%
手当の種類(手当数)				1		
手当の名称	主な支給対象職員	1.1	主な支給対象業務	左記職員に	対する支	給単価
危険作業手当	職員	1回線 (2)水 チュー	王管、ケーシング及びドラフト -ブ内部作業等	(1)360円 (2)250円 (3)160円		

# オ 時間外勤務手当

支	給	実	績	( 平	成	1	9	年	度	決	算	)	9,911 千円
職	員 1	人当	たりュ	平均习	え給年	三額	( 4	戊成	194	年度	決算	i )	215 千円
支	給	実	績	( 平	成	1	8	年	度	決	算	)	10,717 千円
職	員 1	人当	たりュ	平均ラ	え給年	三額	( 4	戊成	18	年度	決算	î )	196 千円

<sup>(</sup>注)時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

# カ その他の手当(平成20年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 ③15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日投優初の3月 31日までにある子 1人5,000円加算	回		11,971 千円	239,420 円
住居手当	①家賃の額が12,000円を超える借家等の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ②自宅の場合 新築又は購入から5年を経過するまで2,500円を支給 ③単身赴任している職員の配偶者等が借家等に居住している場合 上記①の借家等の場合の2分の1の額	同		784 千円	37,314 円
通勤手当	①交通機関利用者 1箇月当たりの運賃等相当額55,000円を限度に支給(6箇月定期券等の価額による一括支給を基本) 20自動車等使用者 通動距離に応じて2,000円〜29,300円の範囲で支給③特別急行列車等利用者 特別料金等の額の2分の1の額を支給(20,000円限度)	,	支給額 (3道) 2,000円~ 29,300円 (国) 2,000円~ 24,500円	4,434 千円	119,841 円
単身赴任手当	23,000円 + 加算額 = 支給額 ※加算額 距離区分に応じ6,000~4 万5,000円		加算額の距離区 分を細分化	5,092 千円	299,529 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
特地勤務手当	○特地勤務手当 異動等の日に受けていた給料及び扶 養手当の月額の合計額の2分の1に相 当する額と現に受ける給料及び扶養 手当の月額の合計額の2分の1に相当 する額を合算にた額に、級地区分毎の 支給割合を乗じて得た額( (支給割合) 6級地25% 5級地20% 4級地16% 3級地12% 2級地8% 1級地4% ○準する手当 異動等の日に受けていた(給料の月額 +扶養手当の月額)×支給割合 (支給割合) 6~3級地2~5%	回		13,975 千円	582,275 円
休日勤務手当	1時間当たりの給与額×135/100	同		245 千円	20,386 円
夜間勤務手当	1時間当たりの給与額×25/100	同		0 千円	0 円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円等	同		6,113 千円	277,855 円
管理職手当	給料月額×支給割合 〈支給割合〉 1種25% 2種20% 3種16% 4種12% 5種10% 6種8%	同		6,203 千円	620,296 円
管理職員特別勤務手当	勤務1回につき 1種12,000円 2種10,000円 3種8,000円 4種6,000円 5種及び6種4,000円 ※勤務に従事した時間が6時間を超え る場合は、それぞれの額に150/100を 乗じて得た額	匝		36 千円	18,000 円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在勤 する職員に対し、地域の区分及び基 準日における職員の世帯等の区分に 応じて、8,600〜26,380円を支給	異	地域区分が異なる。	6,883 千円	122,907 円

# (2) 工業用水道事業

# ①職員給与費の状況

# ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		質収支		職員給与費比率	16年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
平成	千円	千円	千円	%	%
19年度	10,246,591	-35,180,066	340,669	3.3	19.4

区 分	職員数	給	与		費	一人当たり	
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
平成	人	千円	千円	千円	千円	千円	
19年度	43	158,940	43,753	69,455	272,148	6,329	

(参考)都道府県平均
一人当たり給与費
千円
7,182

- (注)1 給与費には共済費及び退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。
  - 3 平成19年度については、次のとおり給与の減額措置を実施している。
    - ・給料月額の10%を減額
    - ・管理職手当の20%を減額
    - ・期末・勤勉手当は、手当基礎額から役職段階別加算額を除いて算出するとともに管理職加算額を受ける者は支給額を5%減額

#### イ 特記事項

平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間、給与条例附則により給料月額の9%~7.5%、管理職手当の20%を減額している。

# ②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
北 海 道	42.6 歳	350,719 円	566,983 円
団 体 平 均	45.4 歳	383,062 円	599,574 円
事 業 者			

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
  - 2 基本給及び平均月収額は、給与条例附則による減額後の月額である。

#### ③職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

北海道	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(平成19年度)	1人当たり平均支給額(平成19年度)
1,691 千円	1,830 千円
(平成19年度支給割合)	
期末手当勤勉手当	
3.0 月分 1.45 月分	
(1.6) 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
· 役職段階別加算 5~20%	
· 管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

平成20年6月から平成23年12月までの間、期末・勤勉手当は、手当基礎額から役職段階別加算額の3分の1を除いて算出している。

## イ 退職手当(平成20年4月1日現在)

1 221947 3 1 1 1	720 T Z/1	<u> </u>						
	北 海	道		寸	体	平	均	
(支給率)	自己都合	勧奨•	定年					
勤続20年	23.50 月	分 30.55	月分					
勤続25年	33.50 月	分 41.34	月分					
勤続35年	47.50 月	分 59.28	月分					
最高限度額	59.28 月	分 59.28	月分					
その他の加算措置	定年前	早期退職						
措置(2~30%加算)								
1人当たり平均支給額		-	千円	1人当たり平均支給額	į		14,870	千円

<sup>(</sup>注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額である。

## ウ 地域手当

(平成20年4月1日現在)

(1/94=- 1 = ) 4 = 1 : 38   32				
支給実績		4,459 千円		
支給職員1人当たり平		139,355 円		
支給対象地域	支給率   支給対象職			一般行政職の制度(支給率)
札幌市	3 %		23 人	3 %

## (22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
札幌市	3 %	3 %

## 工 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給総額(平成19年度決算)	1	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	720	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)	2.3	%
手当の種類(手当数)	1	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	職員	(1)特別高圧2回線支持物において、 1回線停電して行う作業等 (2)水圧管、ケーシング及びドラフト チューブ内部作業等 (3)主要機器の大規模な分解補修作 業等	(1)360円 (2)250円 (3)160円

# オ 時間外勤務手当

支	給	実	績	(	平	成	1	9	年	度	決	算	)	5,605 千円
職	員 1	人当	たり	平均	匀支	給年	額	(平	成	19	年 度	決算	( 章	160 千円
支	給	実	績	(	平	成	1	8	年	度	決	算	)	4,404 千円
職	員 1	人当	たり	平均	匀支	給年	額	(平	成	18	年 度	決算	( 章	126 千円

<sup>(</sup>注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

# カ その他の手当(平成20年4月1日現在)

	成20年4月1日現在)		,		
		一般行政職			職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給単価	の制度との 異同	の制度と異 なる内容	(平成19年度決算)	平均支給年額
		共円	なる内谷		(平成19年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 ③15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後最初の3月 31日までにある子 1人5,000円加算	同		9,088 千円	267,294 円
住居手当	①家賃の額が12,000円を超える借家 等の場合、家賃の額に応じて27,000円 を限度に支給 ②自宅の場合 新築又は購入から5年 を経過するまで2,500円を支給 ③単身性任している場合の配偶者等 が借家等に居住している場合 上記① の借家等の場合の2分の1の額	同		1,528 千円	84,889 円
通勤手当	①交通機関利用者 1箇月当たりの運賃等相当額55,000円を限度に支給(6箇月定期券等の価額による一括支給を基本) ②自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円〜29,300円の範囲で支給(3)特別急行列車等利用者 特別料金等の額の2分の1の額を支給(20,000円限度)	異	支給額 〈道〉 2,000円~ 29,300円 〈国〉 2,000円~ 24,500円	3,016 千円	125,663 円
単身赴任手当	23,000円+加算額=支給額 ※加算額 距離区分に応じ6,000~4 万5,000円	異	加算額の距離区 分を細分化	2,940 千円	367,500 円
特地勤務手当	○特地勤務手当 異動等の日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と見に受けら給料及び扶養 手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額に、級地区分毎の 支給割合を乗じて得た額 (支給割合) 6級地25% 5級地20% 4級地16% 3級地12% 2級地8% 1級地4% ○準する手当 異動等の日に受けていた(給料の月額 +扶養手当の月額)×支給割合 (支給割合) 6~3級地2~5%	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	1時間当たりの給与額×135/100	同		267 千円	15,710 円
夜間勤務手当	1時間当たりの給与額×25/100	同		0 千円	0 円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円等	同		7,013 千円	438,300 円
管理職手当	給料月額×支給割合 (支給割合) 1種25% 2種20% 3種16% 4種12% 5種10% 6種8%	同		5,146 千円	735,205 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
管理職員特別勤務手当	勤務1回につき 1種12,000円 2種10,000円 3種8,000円 4種6,000円 5種及び6種4,000円 ※勤務に従事した時間が6時間を超え る場合は、それぞれの額に150/100を 乗じて得た額	同		0 千円	0 円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在勤 する職員に対し、地域の区分及び基 準日における職員の世帯等の区分に 応じて、8,600〜26,380円を支給	異	地域区分が異なる。	4,957 千円	115,272 円